

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正等取消請求事件
国側当事者・国(熱田税務署長)
平成20年10月30日却下・控訴

判 示 事 項

- (1) 本件裁決書の謄本が平成19年11月9日に原告会社代表者にあてて原告会社の本店所在地において送達されたことが認められるから、原告会社代表者は同日に本件裁決につき行政事件訴訟法14条3項(出訴期間)本文にいう「裁決があったことを知った」と認められ、そうすると、本件各処分の取消しの訴えは平成20年5月9日までに提起しなければならないところ(同項本文)、本件訴えはこれを経過した後の同年6月20日に提起されたものであるとされた事例
- (2) 原告会社代表者が海外に行っており本件裁決に関する十分な対応をすることができなかったから、出訴期間経過後に本件訴えを提起したことにつき行政事件訴訟法14条3項(出訴期間)ただし書の「正当な理由」があるとの原告会社の主張が、原告会社代表者が本件裁決の前後に本邦を出国したのは、本件裁決書の謄本が送達された後の平成19年12月26日であり、平成20年1月6日に帰国し、その後出国したのは同年7月27日であると認められるから、出訴期間経過後に本件訴えを提起したことにつき原告会社の主張は採用することができないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)・(2) 省略

判	決
原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	三浦 和人
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	熱田税務署長
	城山 安隆
同指定代理人	辻 由起
	竹内 寛和
	上田 正勝
	近藤 耕市
	土田 徹

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が原告に対し平成18年6月28日付けでした次の各処分を取り消す。

- 1 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
- 2 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
- 3 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分及び重加算税の賦課決定処分
- 4 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
- 5 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに重加算税の賦課決定処分
- 6 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに重加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

本件は、原告が、法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分、消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに重加算税の賦課決定処分を受けたことから、上記各処分の取消しを求める事案である。なお、被告は、本件訴えは行政事件訴訟法14条3項所定の要件を欠く不適法なものであると主張している。

1 前提事実

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和45年8月21日に設立された、金属切削加工用刃具・工具の製造・販売等を目的とする会社であり、現在の資本金は4億9800万円である。

原告の代表取締役は、平成8年11月11日から平成15年3月31日までの間は乙であり、平成13年3月26日から平成19年3月31日までの間は丙であり、平成19年5月21日からは甲である。

イ 熱田税務署長は、原告の所在地である名古屋市等を管轄する熱田税務署の長である。

(2) 本件訴え提起に至る経緯

ア 熱田税務署長は、名古屋国税局の職員の調査に基づき、原告に対し、平成18年6月28日、次の各処分をした（各処分の税額につき、別表1、2参照。以下「本件各処分」という。）。

(ア) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

(イ) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

(ウ) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分及び重加算税の賦課決定処分

(エ) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

(オ) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに重加算税の賦課決定処分

(カ) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに重加算税の賦課決定処分

イ 原告は、本件各処分を不服として、平成18年7月19日、名古屋国税局長に対し異議申立てをしたが、同局長は、同年10月23日、上記異議申立てをいずれも棄却するとの決定をした。

原告は、上記決定を不服として、同年11月7日、国税不服審判所長に対し審査請求をしたが、同所長は、平成19年11月8日、上記審査請求をいずれも棄却するとの裁決（以下「本件裁決」といい、本件裁決に係る裁決書を「本件裁決書」という。）をし、本件裁決書の謄本は、同月9日、原告代表者甲にあてて原告の本店所在地において送達された。

ウ 原告は、平成20年6月20日、本件訴えを提起した。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件においては、本件訴えが行政事件訴訟法14条3項所定の要件を満たす適法なものか否かが争点となるところ、これに関する当事者の主張は次のとおりである。

（原告の主張）

(1) 丙は、本件各処分に係る異議申立て及び審査請求について、乙に相談して対応していたところ、本件裁決を受けた時点では甲が原告代表者を務めていたが、その後の対応についても、甲の指示により、丙が乙と相談して対応することとなった。

しかし、甲は、平成19年12月には本邦を出国し、乙と共に海外での商業活動を行っており、乙及び甲が平成20年4月末まで本邦にいなかったため、丙は本件裁決を受けてからの対応ができず、甲が本件裁決の現実の確認ができたのは平成20年5月初旬になってからである。

なお、本件各処分はその大半が乙に関するものであるところ、乙が年間を通じて海外で過ごしていることは、被告も従前より承知している事実である。

(2) したがって、原告が本件裁決を知ったのは平成20年5月初旬であるというべきであり、仮に本件訴えが行政事件訴訟法14条3項本文所定の出訴期間を経過した後提起されたものであるとしても、同項ただし書の「正当な理由」があるというべきであるから、本件訴えは適法である。

（被告の主張）

本件において行政事件訴訟法14条3項本文の「裁決があったことを知った日」とは、原告に対して本件裁決書の謄本が送達された平成19年11月9日であり、本件訴えは出訴期間を経過した後提起されたものであって、原告の主張を前提としても、同項所定の要件を欠いた不適法なものであることは明らかである。

第3 争点に対する判断

【判示(1)】 1 前記前提事実記載のとおり、本件裁決書の謄本が平成19年11月9日に原告代表者甲にあてて原告の本店所在地において送達されたことが認められるから、原告代表者甲は同日に本件裁決につき行政事件訴訟法14条3項本文にいう「裁決があったことを知った」と認められる。

そうすると、本件各処分取消しの訴えは平成20年5月9日までに提起しなければならないところ（同項本文）、本件訴えはこれを経過した後の同年6月20日に提起されたものである。

【判示(2)】 原告は、本件裁決に関する対応は丙が乙と相談して行うことになっており、乙や原告代表者甲が海外に行っており十分な対応をすることができなかったから、出訴期間経過後に本件訴えを提起したことにつき同項ただし書の「正当な理由」がある旨主張するが、証拠（乙7）によれば、原告代表者甲が本件裁決の前後に本邦を出国したのは、本件裁決書の謄本が送達された後の平成19年12月26日であり、平成20年1月6日に帰国し、その後出国したのは同年7月27日であると認められるから、出訴期間経過後に本件訴えを提起したことにつき行政事件訴訟法14条3項ただし書の「正当な理由」があるとの原告の主張は採用することができない。

2 以上によれば、本件訴えは、出訴期間を経過した後に提起された不適法なものであるから、これを却下することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 松並 重雄

裁判官 前田 郁勝

裁判官 廣瀬 達人

別表 1 審査請求に至る経緯（法人税）

（単位：円）

区分		確定申告	更正の請求	更正処分	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定
平成13年3月期	年 月 日	法定申告期限内			平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	所 得 金 額	1,042,283,377			1,150,460,842	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	312,586,800			338,459,800		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額				2,090,000		
	重加算税の額				1,736,000		
平成15年3月期	年 月 日	法定申告期限内	平成15年11月27日	平成16年1月27日	平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	所 得 金 額	303,232,069	303,232,069	303,232,069	360,235,528	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	75,222,000	73,335,200	73,335,200	89,314,000		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額				6,000		
	重加算税の額				5,568,500		
平成16年3月期	年 月 日	法定申告期限内			平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	所 得 金 額	90,519,803			207,690,554	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	1,758,100			37,673,200		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額				—		
	重加算税の額				12,568,500		
平成17年3月期	年 月 日	法定申告期限内			平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	所 得 金 額	862,597,452			1,029,466,598	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	231,460,900			284,542,600		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額				69,000		
	重加算税の額				18,333,000		

別表2 審査請求に至る経緯（消費税等）

(単位：円)

課税 期間	区分	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定
平成16年3月1日から 平成15年4月31日まで	年月日	法定申告期限内	平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	課税標準額	3,739,724,000	3,739,724,000	全部取消し	棄却
	消費税額	149,588,960	149,588,960		
	控除対象 仕入税額	102,385,919	97,585,919		
	納付すべき 消費税額	47,203,000	52,003,000		
	納付すべき 地方消費税額	11,800,700	13,000,700		
	重加算税の額		2,100,000		
平成16年3月1日から 平成17年4月31日まで	年月日	法定申告期限内	平成18年6月28日	平成18年7月19日	平成18年10月23日
	課税標準額	4,795,628,000	4,795,628,000	全部取消し	棄却
	消費税額	191,825,120	191,825,120		
	控除対象 仕入税額	157,278,120	149,587,454		
	納付すべき 消費税額	34,547,000	42,237,600		
	納付すべき 地方消費税額	8,636,700	10,559,400		
	重加算税の額		3,363,500		